

海老名市本庁舎増築棟賃貸借

設計業務特記事項

海老名市

## 1 設計業務仕様書の適用

本設計業務特記事項(以下「特記事項」という。)で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)」による。

## 2 業務概要

海老名市本庁舎増築棟賃貸借に係る基本・実施設計及び関連する手続き業務等を行うものとする。

## 3 業務の内容

業務内容は、下表のⅠ～Ⅲに掲げる内容とする。

### Ⅰ 基本設計に関する業務

	項目		適用	備考
(1)	設計条件等の整理	① 発注者の要求等の確認	■	
		② 設計条件の変更等の場合の協議	■	
(2)	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	■	
		② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	■	
(3)	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合わせ		■	
(4)	基本設計方針の策定	① 総合検討	■	
		② 基本設計方針の策定と監督員への説明	■	
(5)	基本設計図書の作成		■	

### Ⅱ 実施設計に関する業務

	項目		適用	備考
(1)	要求等の確認	① 発注者の要求等の確認	■	
		② 設計条件の変更等の場合の協議	■	
(2)	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	■	
		② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	■	
(3)	実施設計方針の策定	① 総合検討	■	
		② 実施設計のための基本事項の確定	■	
		③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	■	
(4)	実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	■	
		② 建築確認申請図書の作成	■	

### Ⅲ その他業務に関する事項

	項目		適用	備考
(1)	積算業務	工事内訳書	■	事業者の任意書式
(2)	確認申請業務等		■	法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(3)	海老名市住みよいまちづくり条例		■	
(4)	海老名市景観条例		■	
(5)	省エネルギー法に基づく計算書作成及び届出業務		■	

#### 4 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

建築工事設計図書作成基準  
公共建築工事標準仕様書(建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編)  
公共建築改修工事標準仕様書(同上)  
建築工事標準詳細図  
電気設備工事標準図/機械設備工事標準図  
建築設備工事設計基準・要領  
建築・電気設備・機械設備工事監理指針  
建築改修工事監理指針  
公共建築数量積算基準(参考)  
公共建築設備数量算出基準(参考)  
公共建築工事積算基準(参考)  
公共建築工事標準単価積算基準(参考)  
労働安全衛生法  
事務所衛生基準規則  
その他関係法令

#### 5 特記事項

- (1) 業務の円滑な推進を前提に、常に密接な連絡を取り、定められた期間内に業務を完了すること。
- (2) 設計全体工程表(各申請業務含む)を提出し工程管理を行うこと。  
設計期間中の設計図書内容の見直し・修正等については、業務内の範囲とする。
- (3) ただし、当該見直しや修正に伴い、費用の増減または設計期間への影響が生じる場合には、その取扱いについて別途協議のうえ決定するものとする。
- (4) 業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与し、業務完了時に返却すること。
- (5) 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守することは基より、公共事業という認識と責務を果たすこと。
- (6) 事業所管課との調整は、原則として市監督員が行うものとし、必要に応じて市監督員の要請により受託者も同席するものとする。
- (7) その他詳細及び疑義が生じた場合は協議による。
- (8) 各成果図書及び書類については、事前に市監督員の承諾を受けること。
- (9) 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならない。
- (10) 第1回打ち合わせ時に業務施行計画書(実施方針、業務工程表を含む)を提出すること。
- (11) 海老名環境マネジメントシステムに伴い、環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる事項について環境配慮を行うこと。
- (12) 本市で策定している海老名市設備機器等導入指針及び同マニュアルに基づき、設備機器等の検討を行い、選定をすること。
- (13) 本設計の実施にあたり建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。
- (14) 官公署手続きは、全て業者の責任と負担に於いて行うこと。
- (15) 各成果図書及び書類については、事前に市監督員の承諾を受けること。

6 成果物等及び提出部数


設計業務の成果物等及び提出部数は別表1による。

別表1

設計成果物納品リスト

No.	成果図書	区分	部数	備考	適用	紙	電子データ
1	業務施行計画書	基本	1部	設計方針、業務工程表、業務施行体制表	■	■	■
2	設計根拠資料	基本	1部	現地調査書等	■	■	■
3	工事費内訳書	実施	1式		■	□	■
4	縮小版観音綴	実施	2部	全ての設計図面一式(A3判)	■	■	□
5	原図	実施	1式	JWW及びPDF(A1またはA3)	■	□	■
6	官公署手続資料	実施	1式	控えをファイリング	■	■	□
7	打合せ資料		1式		■	■	■
8	議事録		1式	その都度及び終了時に一式ファイリング	■	■	■

- ※ 成果図書の一覧表の内容については、市担当者及び委託業者との協議により変更できるものとする。
- ※ 成果図書における使用品(ファイル等)については、再資源化の可能なものを使用すること。
- ※ 電子データの提出は、CD-Rにてウイルスチェックし提出すること。

 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

## 環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑 ②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属等の鉱物資源 ②木材等の森林資源
	(2)大気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
③契約業務実施により影響を受ける地下水		
(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面	
(5)建設副産物	①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③リサイクルできる排出物	
3 生活環境	(1)騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼動による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①業務実施に伴う作業機械の稼動による振動
②業務実施に伴う車両走行による振動 ③施設の空調機等電気・機械設備の振動		
(3)悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭	
(4)人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上	
	②薬剤等の使用による人への影響 ③事業活動によって生じる人への影響	
(5)地域生活環境	①公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境	

□ 「計画・実施」時に配慮する事項

## 8. 工事設計業務委託

作業	配慮事項	環境要素
1	作成する設計書は、可能な限り再生紙の利用に努める。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
2	成果品等の作成は両面印刷等で行い、部数の削減及び紙の使用量の削減に努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
3	現地調査にあたっては、作業効率を十分検討しCO <sub>2</sub> の削減等に向けて車両の使用回数を控えるように検討する。	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
4	業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。	2-(1)-① 2-(2)-③